

2024年12月26日

各位

会社名 イヴレス株式会社
 (コード番号 7125 TOKYO PRO Market)
 代表者名 代表取締役社長 CEO 山川景子
 問い合わせ先 取締役執行役員 CFO 管理本部長兼
 東京事業本部長 菊池悠平
 T E L 03-5579-9490
 U R L <https://ivresse.jp/>

TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、2025年1月27日に開催する定時株主総会において「上場廃止申請の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。TOKYO PRO Market に上場している当社普通株式に関し、株主総会の特別決議を経た上で上場廃止を申請することになります。

記

1. 上場廃止申請を行う目的および理由

当社は、2021年7月に TOKYO PRO Market に上場し、知名度の向上、事業の多様化を推し進めることが出来ました。また、上場から3年以上が経過し、オリジナルデザインのホテル備品、ホテルアメニティの企画・開発に注力し、既存顧客への付加価値の高い継続的な販売を推進するなど、当社グループの主力事業であるホテル客室備品及び開業支援事業に関しては一定の成果を上げたと考えております。

しかしながら、2024年7月31日に発表いたしました発行者情報にもあります通り、急激な為替変動や国際情勢悪化に伴う原材料やエネルギー価格の高騰により先行き不透明な状況などの経済の影響もある中、今後もさらなる事業の発展に尽力していく所存でございますが、このような状況を踏まえ当社と致しましては非上場化したうえで上場維持費用の削減を以て迅速な業績回復と経営体制の再編を優先することが望ましいと考えました。この選択は、将来的には当社の経営や事業の進展に大きく寄与するものと考えております。

つきましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第143条第1項に基づき、今後、上場廃止を申請することとしたいと考えております。

2. 定時株主総会の開催及び今後の予定

上場廃止申請を行うにあたりましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 130 条により株主総会の特別決議を経ることとなっているため、本定時株主総会において、上場廃止申請の件を付議する予定であります。

① 招集通知電子提供予定日	2025 年 1 月 4 日 (土)
② 招集通知発送予定日	2025 年 1 月 10 日 (金)
③ 定時株主総会開催予定日	2025 年 1 月 27 日 (月)
④ 上場廃止申請書の提出予定日	2025 年 1 月 27 日 (月)
⑤ 整理銘柄指定予定日	2025 年 1 月 27 日 (月)
⑥ 最終売買予定日	2025 年 2 月 25 日 (火)
⑦ 上場廃止予定日	2025 年 2 月 26 日 (水)

上場廃止申請書を東京証券取引所へ提出し受理された後、当社株式は整理銘柄に割り当てられ、20 営業日後に上場廃止となる予定です。(「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 143 条第 2 項及び「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例施行規則」第 130 条)

3. 担当 J-Adviser について

上記日程により、当社が TOKYO PRO Market 上場廃止の手続きを進めることに関し、担当 J-Adviser であるフィリップ証券株式会社からは、上場廃止までの期間について、担当 J-Adviser としての業務を継続する予定である旨の回答を得ております。

以上